

事例研究～中国ビジネス法務

(第78回)

「広告」明示を義務付け インターネット広告への新たな規定

北京市大地法律事務所／日本部
パートナー弁護士法学博士 熊琳



近年、インターネットの目覚ましい普及に伴い、日系企業の中国進出のための広告手段も多様化しています。多くの企業が自社製品やサービスを広く知つてもらえるよう、インターネットを利用して広告を行うようになってきています。2015年9月に施行された新『広告法』の付帯法令の一つとして、国家工商行政管理総局が公布した『インターネット広告管理暫定施行弁法』(以下、『弁法』)が今年9月1日より施行されています。この弁法において、「広告であることを必ず明示しなければならない」という義務条項が注目を集めました。今回は、この条項の意義と具体的な影響について解説いたします。

◇インターネット広告が「広告」表示義務に違反したケース

中国の日系企業A社は、自社製品のPRのため、「網紅」(インターネット界の有名人の総称)であるX氏と広告協力契約(契約の内容には、広告活動にかかる全ての法的責任をA社が負担する旨を記載していた)を結び、X氏が作成、出演する動画の中で自社商品の広告を行った。その後、自社ホームページ上でこの動画を公開した。

公開後1カ月もたたないうちに、所在地の工商局により突如A社に対する行政査察が実施され、A社社内のパソコン上でこの動画を再生して録画による証拠の現場採取を行い、A社のSEへの聞き取り調査が行われた。

その後、工商局は「表示がなく、広告であることを識別できないため、この動画による広告は違法である。」との理由で、A社に10万元の制裁金を科すことを通告した。企業は、この通告を受けたのち、弁護士のサポートの下、被告に認められている公聴会開催の手続きを利用し、工商局と意見交換を重ね、最終的に制裁金額を5万元まで引き下げることに成功した。

◇新しいタイプの広告にも法律の規制がかかる

『弁法』が発表される前は、中国のネット広告には広告であることを明示していないものが多く、広告とその他の情報の区別があいまいで、消費者の誤認を招いたり、この瑕疵(かし)を悪用して詐欺を働くケースも発生していました。この状況を開拓するため、『弁法』第7条では、ネット広告を掲出する場合、広告であることを明示すべきであるとして、次のように定められました。

『弁法』第7条

インターネット広告は、識別が可能であり、「広告」と明確に表示し、消費者にこれが広告であることを判別できるものでなければならない。

そして、同『弁法』第23条では第7条違反の広告に対して、『広告法』第59条3項に基づき、広告掲出者に人民元10万元以下の制裁金を科すことが定めされました。

行政の実務上、この条項に関する違法性の判断基準は大変厳しく設定されており、「広告」とせずに「商業普及」や「AD」といった類似の表現を使用することは認められていません。したがって、広告掲出者が上記ケースのように動画中に「広告」と明示しない場合や、それ以外の言語表現を用いることには、法的リスクが伴うものと思われます。

◇今すぐ自社の広告・広報の見直しを

第72回の「新『広告法』施行後における誤解を招きやすい言語表現に対する取り締まりの強化」でも説明いたしましたように、企業は、中国の各レベルの工商行政管理機関による『弁法』の取り締まりに対し、新広告法施行後と同様に困難な対応を迫られることになりそうです。



実務上、新しい法令が発表されると、それに伴って直ちに取り締まりと称する査察や処分などが行われるため、多くの企業では新『広告法』や『弁法』による主な変更点についてのコンプライアンス見直し対応を行う時間がとれないままに、査察や処分を受けることになってしまうケースも発生しているようです。

日系企業の皆さんにおかれましては、新たな広告法および『弁法』のポイントとその影響を十分に把握し、早急に自社の広告・広報のコンプライアンス審査を行い、違法リスクとなる部分を改善いただくことが、新たな法令への対応における重要な課題の一つであるといえるでしょう。

中国、ウインターポーツ産業振興=発展改革委が計画策定へ

3日付の中国紙・毎日経済新聞(7面)によると、中国国家発展改革委員会は2日、ウインターポーツ産業の発展を目指し、体育总局などとともに振興計画を策定する方針を明らかにした。

北京市が2022年の冬季五輪大会の開催地に決まって以来、中国ではウインターポーツへの注目度が上昇。しかし、2015年の中国のスキーパート人口は1250万人で、米国の1970年代の水準にとどまっている。

多くの上場企業は冬季五輪開催をチャンスと見て、ウインターポーツ産業に注力し始めた。中国の不動産開発大手・大連万達集団は吉林省の長白山(白頭山)にスキー場を建設。華録百納影视(北京)は15年8月、冬季五輪の一部競技が行われる河北省張家界市でアイススポーツカニバールを開いた。華策影视は同年11月、英テレビ局TVと提携し、室内ウインターポーツのバラエティ番組を共同研究・開発すると発表した。(上海時事)

重慶超硅半導体、重慶に半導体工場完成

集積回路用シリコンウェハメーカー、重慶超硅半導体(本社・重慶市)のシリコンインゴット・ウェハの生産工場が完成し、10月28日に300ミリのウェハの製造を始めた。中国新聞網が伝えた。

集積回路がナノテクノロジーの時代を迎える、シリコンウェハへの技術的要件も高まり続けている。しかし、これまで日本や韓国などの少数の企業が技術を独占していた。

重慶超硅半導体の300ミリのシリコンウェハ工場の完成により、重慶市の電子情報技術産業のサプライチェーンがさらに完成度を高めることになる。

このほど完成したのは生産ラインと面積4000平方メートルの清浄度 $0.1 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (マイクログラム/立方メートル)で「クラス10」に分類されるクリーンルーム。今後、200ミリ、300ミリ、450ミリのシリコンウェハ製造に集中する。また、今後10年間に新工場5カ所を建設する。(時事)

バーゲン近づき、宅配員不足深刻化

7日付け中国紙・北京青年報(A12面)によると、インターネットショッピングの大バーゲンセール「シングルデー」(中国語で「双十一」、11月11日)に向けた商戦が激しさを増す中、宅配員不足が深刻化している。

今年の宅配総量は10億件を超えると予測され、宅配大手各社は月給を5000元~8000元に引き上げ、人材を急募しているという。(北京時事)

北京・天津

工業汚染と排気ガスが汚染主因=北京

7日付の中国紙・北京晨报(A4面)によると、中国環境保護省は、北京市・天津市・河北省及びその周辺で4日以降に起きた重度汚染について、工業汚染と自動車の排気ガスが主要な汚染源だったと明らかにした。

今回の汚染では硝酸塩などがPM2.5の主要成分だった。このほか暖房用の石炭燃焼施設の使用開始により、夜間に地表付近の湿度が高まったことも、PM2.5增加の原因になったという。(北京時事)



時事通信社

記事の複製・転載を禁じます

<http://jijiweb.jiji.com/beijing.html>

JIJI News Bulletin
BEIJING HUABEI